○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡京極町・倶知安町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道浦河郡浦河町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、磯谷郡蘭越町・虻田郡京極町・常呂郡佐呂間町・沙流郡日高町・勇払郡占冠村（以上四町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浦河町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、蘭越町・京極町・佐呂間町・日高町・占冠村（以上四町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道磯谷郡蘭越町・浦河郡浦河町・幌泉郡えりも町・虻田郡京極町（国有林。以上四町について次の図に示す部分に限る。）、蘭越町・沙流郡日高町・京極町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町麓字東大川内五六九三の一、五六九三の八、字杖立原五七二七の四から五七二七の六まで（以上三筆国有林）、五七二二、五七二七の一、五七二七の二、字永岡五七五二、五七五五七、五七五八の イ、輝北町上百引字ホキ頭二四二の二、二四三の三、二四三の六、二四四の二、二四五の二、二五〇の六、二五一の二、字鳥越迫五六七の一から五六七の四まで、字後ヶ谷九七二から九七四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道河西郡芽室町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、芽室町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道小樽市・網走市（国有林。以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県島原市南千本木町甲二〇三〇の一・甲二〇三一の一・甲二〇三一の三から甲二〇三一の六まで（以上六筆国有林）、甲一九五九（次の図に示す部分に限る。）、甲一九六〇の二、甲一九六〇のイ第一、甲一九六一、甲一九六一の第一、甲一九六一の三、甲一九六一の第二、甲一九六一の第五から甲一九六一の第八まで、甲一九六一の一、甲一九六一の二、甲一九六二から甲一九六五まで、甲二〇〇九から甲二〇一二まで、甲二〇二四の一、甲二〇二五のイ、甲二〇二五のロ、甲二〇二六、甲二〇二七の第一、甲二〇二七の第二、甲二〇二八、甲二〇二九、北上木場町甲六〇二の一（国有林）、甲五九五、甲五九九の一、甲五九九の二、甲六〇〇の一、甲六〇〇の二、甲六〇一の一、甲六〇一の二、甲六一四の一、甲六一五の一、南島原市深江町甲字杉尾二五一三（次の図に示す部分に限る。）、二四九九から二五〇一まで、二五〇三から二五〇五まで、二五〇七から二五一〇まで、二五一九、二五二一、字柳平